

隣接校選択制度のてびき 平成29年度小・中学校新入生

受付期間 平成28年11月7日（月）～11月18日（金） 土日を除く8：30～17：15

※2次受付が最後になります。この期間を過ぎると申請ができませんのでご注意ください。（転入転居を除く）

受付場所 沼津市役所7階 学校教育課

持ち物 印鑑、学校選択希望申請書

学校選択希望申請書は、幼稚園・保育園（私立含む）、市立小学校にあります。沼津市のホームページからもダウンロードできます（沼津市ホームページから「隣接校選択制度」で検索してください）。

申請ができる人

- ・自宅から指定校への直線距離よりも、選択を希望する隣接校への直線距離が短くなる場合
- ・自宅から選択を希望する隣接校への直線距離が、小学校2km以内、中学校2.5km以内の場合
（※両方とも条件を満たすことが必要です。）

経過措置により申請ができる人

- ・入学時に兄弟が希望する隣接校に在籍している場合
- ・従来の制度（平成27年3月31日まで）により、隣接校選択をしている小学生が、同じ校区の中学校を希望する場合

（※どちらかに該当すれば申請ができます。）

申請ができる人	経過措置により申請ができる人	
自宅→指定校>自宅→希望校 かつ 小学校2km ≥自宅→希望校 中学校2.5km ≥自宅→希望校 ※距離（→）はいずれも直線距離	平成29年度に、兄弟が希望する隣接校に在籍	現在の小学校が隣接校（平成27年3月31日までに申請）で、同じ校区の隣接中学校を希望

注意事項（必ずお読みください）

- 小学校で隣接校に通学していても、中学校入学時には改めて申請が必要です。
- 兄弟が隣接校に通学していても、弟妹が隣接校を希望する場合には申請が必要です。
- 受付期間を過ぎると申請ができませんので、御注意ください。

御不明な点などについて

受付期間前でも、御相談を随時受け付けております。詳しくは下記にお問い合わせください。

（問い合わせ・受付）

沼津市教育委員会 学校教育課（沼津市役所7階）学事係 055-934-4808

「隣接校選択制度」について

Q1：自宅から学校への直線距離は、何で測ればよいですか。

A1：市販の地図や、インターネットの地図などをご利用ください。確認のため、申請を受け付ける際に、教育委員会でもインターネットの地図で測ります。

Q2：自宅、学校のどこから測ればよいですか。

A2：学校の敷地と自宅の敷地を、それぞれ最も距離が短くなるように測ってください。

Q3：アパートやマンションの場合、どこから測ればよいですか。

A3：アパートやマンションの敷地全体を、自宅の敷地として測ってください。A棟・B棟など複数の棟があっても、道路を挟まず一体の敷地の場合は、敷地全体を自宅の敷地としてください。

Q4：経過措置はいつまでありますか。

A4：経過措置の期限は決めていませんが、平成27年度に運用を見直した隣接校選択制度について、見直し後5年を目途に再度検討することとしています。

Q5：隣接校に入学した後、他校に転校したり、居住地指定校に戻ったりできますか。

A5：隣接校に入学するとその学校が指定校となりますので、転居などの事情がない限り、卒業まで転校はできません。

Q6：引越しの予定がありますが、引越しを前提として隣接校の申請ができますか。

A6：転居予定がある場合、転居先を居住地とみなして隣接校選択ができる場合がありますので、御相談ください（賃貸や建築の契約書などが必要です）。

Q7：預かり先がほかの校区にありますが、距離の条件が合いません。

A7：共働きや母子・父子家庭の小学生の場合、預かり先のある校区に入学できる場合がありますので、御相談ください（保護者の勤務証明などが必要です）。

Q8：希望者が多い場合の調整は、どのように行われるのですか。

A8：まず、小学校、中学校ともに、既に希望校に兄弟が在籍している方を優先します。
次に、小学校の場合、自宅から指定校と希望校までの直線距離の差が大きい方を優先します。
差が同じ場合、居住地指定校までの直線距離が長い方を優先します。
中学校の場合、抽選を行います。

Q9：隣接校を選択すると、子ども会など地域との関わりはどうなりますか。

A9：隣接校を選択しても、住んでいる地域の行事には、積極的に参加をお願いします。子ども会は基本的には、居住地の子ども会への加入をお願いします。隣接校の地域の子ども会に入会を希望する場合は、居住地と先方の子ども会に相談してください。

Q10：隣接校を選択すると、PTA活動はどうなりますか。

A10：PTA活動は住んでいるところに関わらず、お子さんが通う学校のこととなりますので、隣接校を選択しても、PTA活動への積極的な参加をお願いします。

Q11：私学・市立校中等部の受験の予定がありますが、公立の隣接校への進学も検討している場合は、いつ申請したらよいですか。

A11：申請は受付期間中をお願いします。申請後、私学・市立校中等部への進学が決まった場合は、申請辞退の手続きをしてください。